



▲歩くスキーの集い

1月25日第2回市民歩くスキーの集いが市民の森で180人が参加して行われました。この集いは、冬の体力づくりとして自然に親しみながら正しいスキーの歩き方を習得しようといわれたもの。参加者は基本技術の講習を受けた後、市民の森の起伏にとんだコースを滑走し、自然を満喫していました。

スキーシーズン到来 フォトニュース

少年自然の家では、1月12日から14日までスキーの集いが開かれ、小中学生やその父兄70人が参加して、スキー実技やカンジキハイキングなどで体力づくりをしました。カンジキハイキングでは、全員が慣れないカンジキをはき1.5kmのコースを深雪を踏んでハイキングを楽しみました。

▼カンジキでハイキング



★人件費の状況 (普通会計決算)

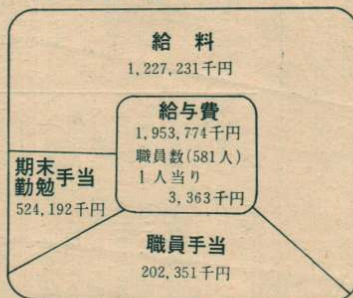
区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額A	人件費B	人件費率 (B/A)
55年度	56年3月31日 72,612人	13,892,949千円	2,372,387千円	17.1%

▲人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含む。

★職員の平均給料月額 及び平均年齢の状況 (56.4.1現在)

区 分	一 般 行 政 職	
	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢
大館市	円 182,468	歳 39.1
国	196,235	40.0

★職員の給与の状況



▲職員手当には退職手当を含まない。また、給与費は56年度普通会計当初予算に計上された額である。

★職員の初任給の状況 (56.4.1現在)

区分	大館市	国
採用2年経過日 給料月額	97,000円	106,900円
初任給	97,000円	106,900円
採用2年経過日 給料月額	82,000円	87,200円
初任給	82,000円	87,200円

★職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 (56.4.1現在)

区分	経験年数	10年以上～15年未満		15年以上～20年未満		20年以上～25年未満	
		大館市	国	大館市	国	大館市	国
一般行政職	大学卒	167,500円	186,600円	186,100円	227,600円	231,300円	263,700円
	高校卒	138,500円	146,700円	161,000円	176,500円	188,100円	207,000円

▲経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

★職員手当の状況

区分	大館市	国
期末 勤 勉 手 当	(56年度支給割合) 6月期 1.4月分 0.5月分 12月期 1.9月分 0.6月分 3月期 0.5月分 計 3.8月分 1.1月分	(56年度支給割合) 6月期 1.4月分 0.5月分 12月期 1.9月分 0.6月分 3月期 0.5月分 計 3.8月分 1.1月分
退 職 手 当	(支給率) 自己都合 勤 奨 最高限度額 60月分 69.3月分 勤続20年 21月分 31.5月分 勤続30年 41.25月分 59.4月分 勤続35年 48.125月分 69.3月分	(支給率) 自己都合 勤 奨 最高限度額 60月分 69.3月分 勤続20年 21月分 31.5月分 勤続30年 41.25月分 59.4月分 勤続35年 48.125月分 69.3月分

大館市の 職員給与等を公表します

国の「行政改革に関する当面の基本方針」により、地方公共団体における職員の給与の実態を住民に公表するよう指導がなされました。これにより大館市でも職員の給与等の実態を公表し、市民の皆さんに給与について一層の理解を深めていただき、今後の行政運営に對しより以上のご協力を得たいと思ひます。なお、職員の給与等の公表は、これから毎年度行うこととなります。

★特別職の報酬等の状況 (56.4.1現在)

区分	給料月額等
給 市 長	560,000円
助 役	435,000円
料 収入役	395,000円
報 議 長	235,000円
酬 副 議 長	210,000円
議 員	200,000円
期 市 長	(56年度支給割合) 6月期 1.4月分
末 助 役	12月期 1.9月分
手 収入役	3月期 0.5月分
当	計 3.8月分
議 長	(56年度支給割合) 6月期 1.4月分
副 議 長	12月期 1.9月分
議 員	3月期 0.5月分
	計 3.8月分

57年度市県民税の申告相談

～各地区で申告相談所を開設～

◆市県民税の申告と所得税の

確定申告の相違点

昭和57年度市県民税の申告相談が2月3日から始まります。申告のしかたについては、広報1月16日号でお伝えしましたが、市県民税の申告は市が所得計算や税額計算を適正に行うための課税資料として提出していただくものです。市県民税の申告の際には必要な書類等を持参のうえ、正しい申告をするようにしてください。

申告時間 午前——9時30分から正午まで
午後——1時から4時まで

- ・給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円以下の人——所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、市県民税では、源泉徴収制度をとっていないことなどから、これらの所得も給与所得とあわせて申告することになっています。
- ・退職所得のある人——退職所得については原則として分離課税が行われ、特別徴収の方

法で徴収されますが、分離課税の行われなかった退職所得のある人は、市県民税の申告書を提出しなければなりません。

- ・源泉分離課税で配当所得のある人——配当所得(証券投資信託の収益の分配にかかる配当所得は除きます)のある人で、所得税で源泉分離課税の適用を受けた場合は確定申告の必要はありませんが、市県民税では他の所得と合算して総合課税されますから前年中に源泉分離課税の配当所得を有する人は、市県民税の申告書を提出する必要があります。

期 日	受付相談区域(行政区域町内別)	場 所	期 日	受付相談区域(行政区域町内別)	場 所	期 日	受付相談区域(行政区域町内別)	場 所
2/13日(土) 午前	下村、町、杉沢	二井田 公民館	20日(土) 午前	沼館、鉦町	釈迦内 公民館	27日(土) 午前	板 沢	真 中 公民館
午後	高村、下川原	"	午後	松木、上袋	上 川 沿 公民館	午後	高戸谷、赤石、下川原	"
15日(月) 午前	上・下四羽田	"	22日(月) 午前	中山、沢山、羽立、	"	3/1日(月) 午前	芦田子、塞神、東二ツ屋、宮袋	長 木 公民館
午後	館、小坪川原	"	(月) 午後	金谷、餌釣	"	午後	上代野、天下町	"
16日(火) 午前	本宮、比内前田	"	23日(火) 午前	池内、萩野台	"	2日(火) 午前	下 代 野	"
午後	太子内、中台	"	午後	小館花、南ヶ丘、雇用促進住宅	"	午後	大茂内、小茂内	"
17日(水) 午前	板子石	釈迦内 公民館	24日(水) 午前	川口1区・2区・3区	下 川 沿 公民館	3日(水) 午前	茂内屋敷、龍谷、石淵	長木公民館
午後	向羽立、日景町	"	午後	川口4区・5区・6区	"	午後	二ツ屋、幸ヶ谷	雪沢分館
18日(木) 午前	小釈迦内、山神台、獅子ヶ森	"	25日(木) 午前	立花、西大館	"	4日(木) 午後	小雪沢、大明神、新沢、赤沢	"
午後	長面、長面袋	"	午後	横岩、大道下、赤石沢、鳴滝、山田渡	"	15日	前記以外の地区については、2月16日号でお知らせします。	中 央 公民館
19日(金) 午前	大通、中通、上通、松峰	"	26日(金) 午前	横 崎	真 中 公民館			
午後	商人館、日館全区、二ツ森	"	午後	小橋、大坡、出川	"			

＜広報1月16日号の申告相談日程のなかで誤りがありましたので、お詫びします。2月3日午前一岩本、清水川、午後一松原、長走、陣場、日景温泉＞